



目には目を、歯には歯を？

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会「そばの会」

東京都荒川区南千住 1-5-9-6-3002

<http://sobanokai.ny.coocan.jp/>

ないはずなのです。

ところが、死刑制度はその一線を越えてしまっています。死刑以外の刑罰と死刑では明らかにその質を異にします。死刑制度は「同害報復」そのものと言えるからです。

★今こそ死刑制度の見直しを！

しかし、最高裁の死刑制度についての合憲判決（一九四八年）では、死刑は威嚇効果と抑止効果による予防であり、報復ではないとしています（それにもかかわらず、人を殺めたなら、加害者も同じ報いを受けべきと多くの人が考えています）。

この合憲判決から既に七五年が経っています。当時は死刑を行っていた多くの国が、今では死刑を廃止しています。

そうした国が証明したのは、死刑制度が威嚇と抑止効果による予防になる、というのは幻想でしかなかったということです。まして、かつては見せしめとしていた死刑執行も今では密室で行なわれるのですからなおさらではないでしょうか。また、最高裁は当時から死刑制度は同害報復でないとしているのですから、この制度を維持する理由はもはやどこにもありません。

現在の世界水準は、「死刑」は反人道的であり、廃棄されるべきものとしています。

日本は多くの点で世界水準を上回っていると言われています。スポーツや文化だけでなく、今こそ人権においても世界水準で考えるべきではないでしょうか。みなさんはどうお思いになりますか。(T・K)

みなさんは「目には目を、歯には歯を」という言葉を「存じのこと」と思います。紀元前一八世紀頃バビロン王朝のハンムラビ王によって制定された法典の中にある同害報復法（被害者が受けたのと同じ善を加害者に加える制裁）のことです。（殺人事件などについて）死刑を容認する多くの人が根拠にする原典とも言えます。

他人の命を奪った者は、自らの命をもって償わなければならない、と。確かに、近代社会においてはそれが当たり前だったのかも知れません。しかし、今日においてもそれは本当にそうなのでしようか？

★死刑と他の刑事罰は本質的に違います

少なくとも、「死刑」以外の罰則は同害報復そのものではありません。あらゆる犯罪に対する罰則刑は禁錮か懲役、罰金等であり、罪の重さにより年数や金額が決まります。また、加害者の社会復帰も目的としています。

ですから、被害者が重傷を負ったとしても、加害者に同じ程度の重傷を与えることはありません。被害者が足を失ったとしても、加害者の足を切断してしまうことはありません。そんな「同害報復」をしたなら、多くの人が「残虐な刑」と非難するでしょう。基本的に肉体を損傷するような罰が与えられることはないのです。

つまり、全ての犯罪が禁錮か懲役、罰金等で罰せられるのです。今日ではそれが当たり前の社会になっています。ですから、死刑以外の全ての罰則は「目には目を、歯には歯を」という同害報復は行なわれてい